



こりゃ、ほっとけん！

保つと険NEWS

第4号

平成24年

3月1日(木)

発行所 顧問料不要の三輪会計事務所

〒541-0051 大阪市中央区備後町2-4-6 森田ビル1F ☎：06-6209-7191

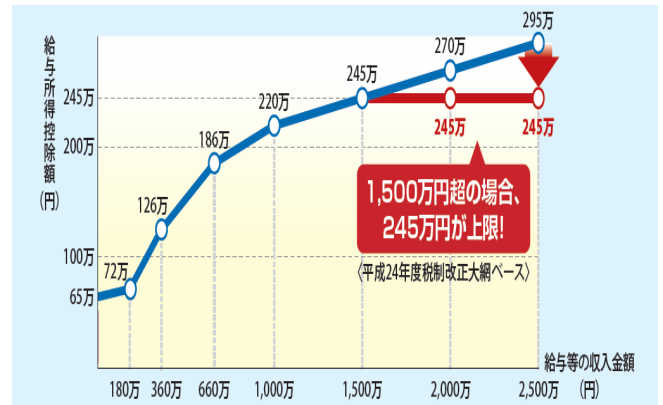
総合HP：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp> 自動見積はこちら：<http://www.zeirishi-houshu.com> (禁無断転載・ネット上を含む)

給与所得控除が改正される！？

給与所得控除が頭打ちに…

「平成24年度税制改正大綱」で年間の給与等の収入金額が1,800万円を超える場合は、給与所得控除額に245万円の上限を設けることが盛り込まれました。この改正が成立した場合、平成24年分以後の所得税及び平成25年分以後の住民税について適用されます。

一方で、退職金は税制上格段に優遇されていることから月々の報酬を抑え、その分を退職金で受け取ればトータルでの手取り額を増やす事ができます。



役員報酬見直しの具体例！

★前提条件

[社長様] 年齢 40歳 / 役員就任年齢 40歳 / 勇退予定年齢 60歳 [配偶者控除・扶養控除] なし [給与所得控除] 現行制度を利用する [給与等の額] 勇退までの20年間で合計3億6千万円とする [社会保険] 厚生年金保険及び協会けんぽの保険料とする

★報酬を月額150万円とした場合

(退職金はなし、20年で3億6千万円)

年間給与	1,800万円
社会保険料	約141万円
税金	約432万円
年間手取額	約1,227万円

★報酬を月額120万円とした場合

(退職金は7,200万円、合計で3億6千万円)

年間給与	1,440万円	退職金	7,200万円
社会保険料	約141万円	税金	約1,288万円
税金	約285万円	退職金手取額	約5,912万円
年間手取額	約1,014万円		

手取額合計 **24,540万円**手取額合計 **26,192万円**

老後の楽しみが増えたわ♪



生命保険を使った退職金積立プラン

毎月の役員報酬を減額した分を銀行預金などで積み立てておいて、退職時に受け取る事で上記のように手取額を増やす事ができます。

しかし、役員報酬を支払う法人にとっては社内留保した減額分について法人税が課されるため、退職金積立プランは法人個人の両面から検討する必要があります。

そこで、生命保険を使った退職金積立プランが効果を発揮します。積立タイプの生命保険料を支払う事で一般的なプランでは保険料の1/2が損金となりますので、簿外に積み立てる事ができ法人税の対策ともなります。

詳細は三輪会計事務所までお問い合わせください。

お問合せシート

保険のプロ代理店：顧問料不要の三輪会計事務所
(I N G生命保険、日本生命他多数生保取扱い)

フリガナ	
会社名	
フリガナ	
氏名	
住所	
TEL	
FAX	
E-Mail	@

どのようなご相談ですか？（下記チェックしてください。複数選択可）

- 法人の節税プランを考えてほしい
- 相続対策プランを考えてほしい
- 保険の現状分析をしてほしい
- 無駄な保険がないか見直しをしてほしい
- 保険を活用したい運用プランを考えてほしい
- その他

ご相談は
無料

FAX 06-6209-8145

※この用紙をFAXしてください。

TEL 06-6209-7191



hukumoto@zeirishi-miwa.co.jp

※弊社お客様は担当者へ直接ご連絡ください。

保険のプロ代理店：顧問料不要の三輪会計事務所

(I N G生命保険、日本生命他多数生保取扱い)

〒541-0051 大阪市中央区備後町2-4-6 森田ビル1F TEL：06-6209-7191 FAX：06-6209-8145